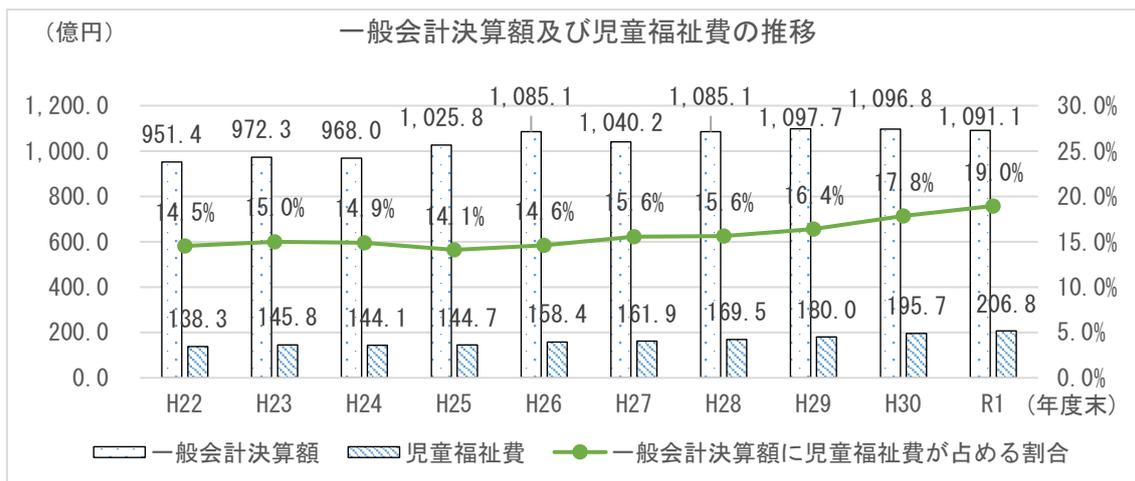


保育所関係予算の推移

1 一般会計決算額と児童福祉費の推移

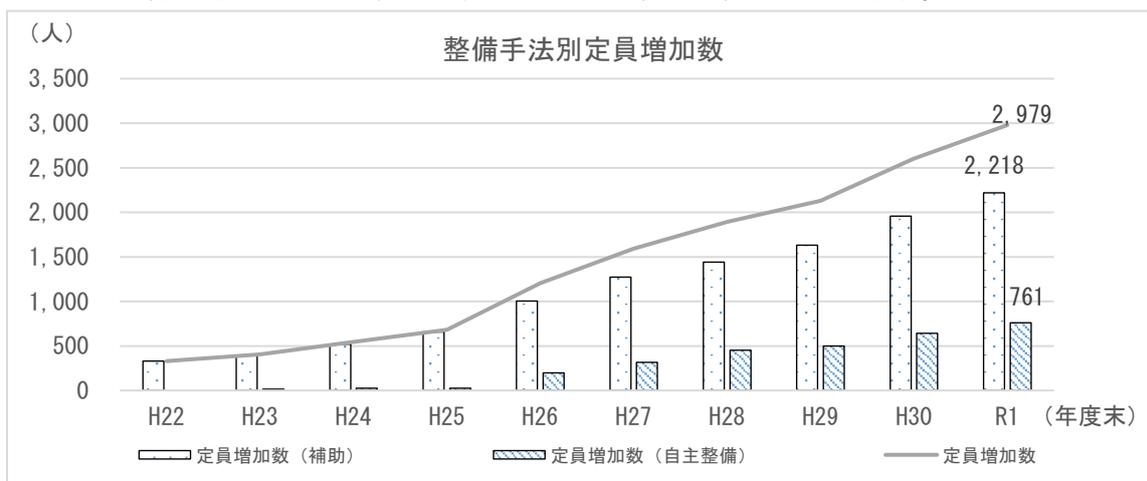
本市の一般会計決算額は、投資的経費の影響により増減するものの、近年は 1,080～1,090 億円台で推移しています。児童福祉費については、平成 22 年度の 138 億円から大きく増加しています。



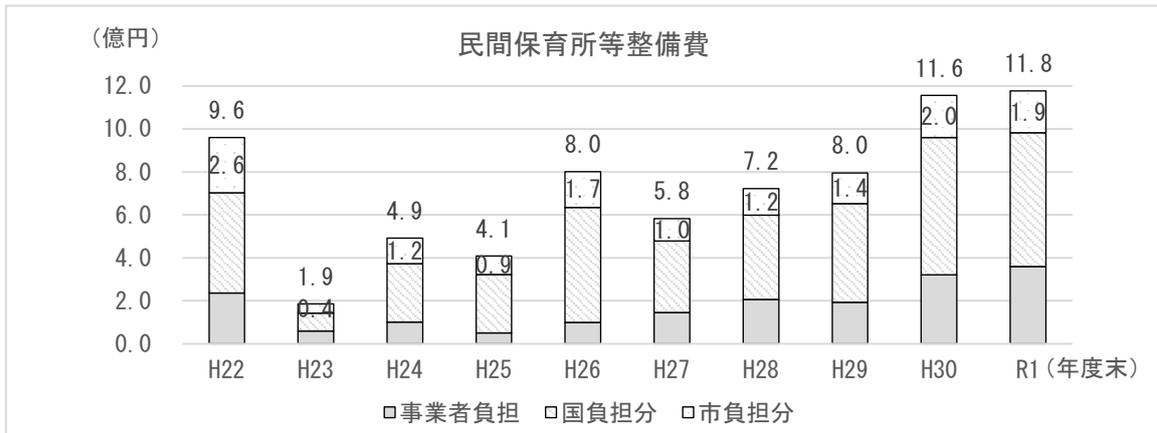
2 民間保育所等整備について

民間保育所等整備は、平成 22 年度から本格的に開始され、令和元年度末までに 2,979 人の定員が増加しました。このうち、施設整備に係る補助金を交付して整備された定員増加数は 2,218 人となっています。

整備事業者の負担を含め約 70 億円以上の整備が行われ、この間に交付した補助金の額は約 55 億円となっており、このうち市が約 14 億円を負担しています。



※定員増加数は累計

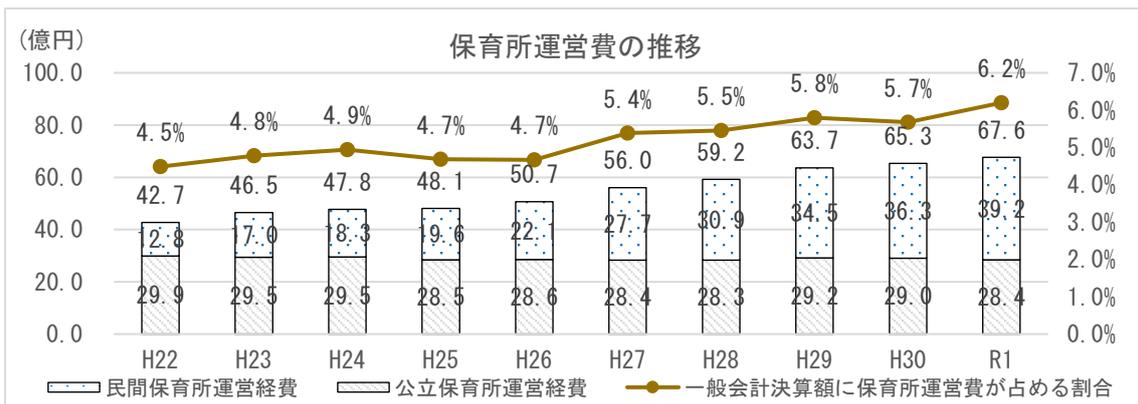


※2か年整備の場合は2年度目に決算額を計上

3 保育所運営費

(1) 保育所運営費の推移

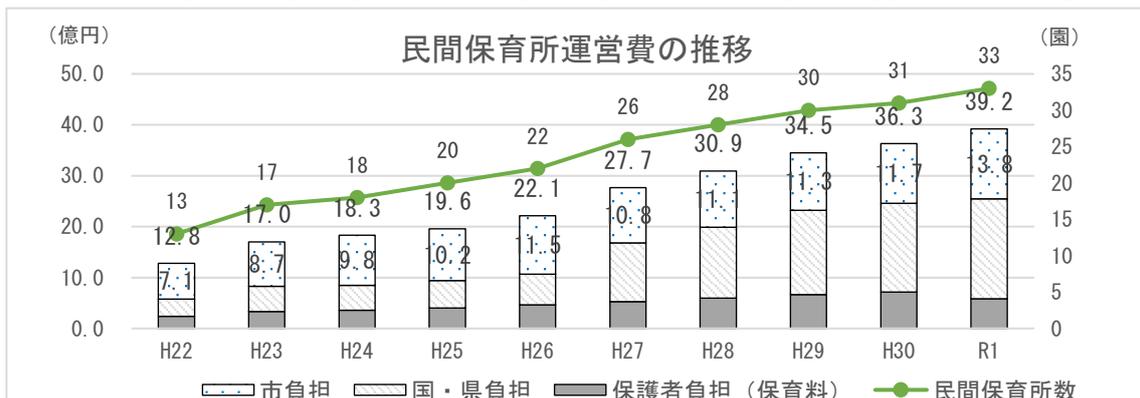
公立保育所と民間保育所の運営費は、平成22年度から約25億円増加しています。また、保育所運営費が一般会計決算額に占める割合も増加しています。



※こども政策課作成資料

(2) 民間保育所運営費の推移

民間保育所の運営費は、主に委託費と運営補助金により賄われており、施設数の増加とともに平成22年度の約13億円から令和元年度の約39億円まで大きく増加しています。これに対し、本市の負担額についても、約7億円から約13億円に増加しています。

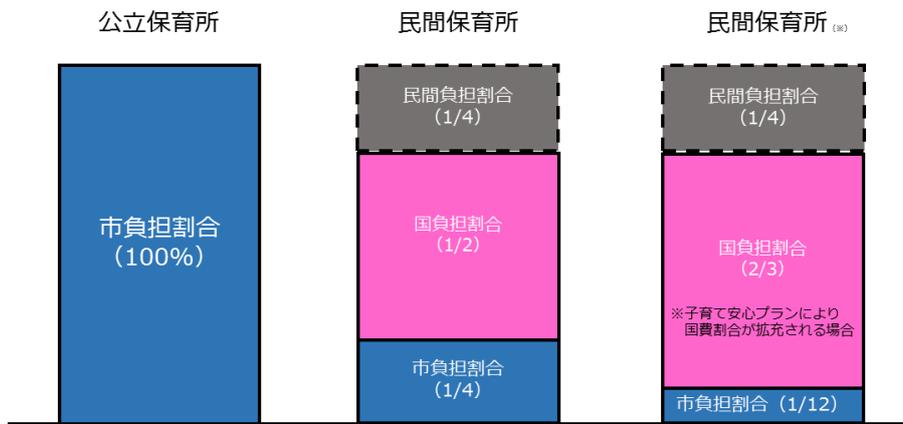


【参考】 保育所整備・運営費について

平成 16 年度の三位一体の行財政改革により、公立保育所の整備が一般財源化されています。民間保育所についても国と地方の負担割合が見直され、国 1/2、市町村 1/4、設置者 1/4 となっています。

また、国の子育て安心プランの適用を受け、待機児童が発生している自治体については、国と市の負担割合がそれぞれ 2/3、1/12 となり、国費の拡充が措置されています。

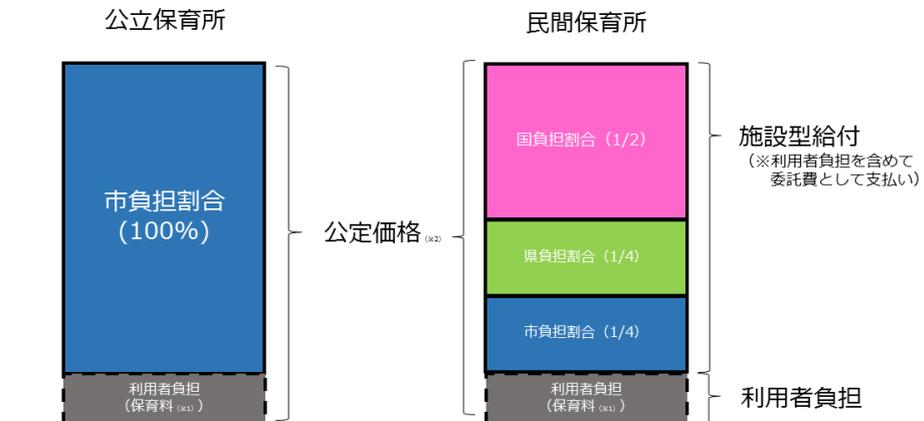
■ 整備費に係る公民の負担割合比較



運営費については、公立保育所については、全額市費による負担となっています。また、民間保育所については、施設型給付費を委託費として支出しています。

なお、幼児教育・保育無償化の実施により 3 歳から 5 歳までと、住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳までの保育料が無償化となるため、民間保育所については、保育料を国 1/2、県 1/4、市 1/4 で負担し、公立保育所については、全額を市が負担することとなっています。

■ 運営費の公民の負担割合比較



※1 令和元年10月から3～5歳と住民税非課税世帯の0歳～2歳の保育料が無償化となっている
 ※2 公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、認定区分、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される